

## 水生生物保全水質基準告示

## 中央環境審議会



The Knights

中央環境審議会水環境部会は 11 日、これまで人体への影響だけで水中の金属や化学物質を規制してきた水質環境基準に、初めて生態系保護の観点を取り入れるとした報告書をまとめました。イワナなどの水生生物にとって影響の大きい亜鉛を、水質環境基準に加えしました。同審議会からの答申を受け、環境省が近く新基準を告示します。

水質環境基準は、カドミウムなど 26 物質や、生物化学的酸素要求量などについて設けられてきましたが、国際的には、生態系保全のための基準が一般的になっており、同審議会が検討をしてきました。

亜鉛は人体への影響は小さいとされ、水道の水質基準は同 1 ミリグラムですが、魚にとっては、えら呼吸を困難にしたり成長を止めたりする有害物質です。

今回の基準値案では、淡水域が 1 リットルあたり 30 マイクログラム (マイクロは 100 万分の 1)、海水域は同 20 マイクログラムで産卵場や稚魚の生育場は同 10 マイクログラム。

一方、水質汚濁防止法に基づく亜鉛の排出基準は 5000 マイクログラムで、環境基準より緩いものとなっています。亜鉛の環境基準達成に向けた排水規制をどう進めるかについては、同部会に小委員会を設置して議論することとなりました。

また、同部会は、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの 3 物質を環境基準の設定が必要かどうか検討する「要監視項目」に設定することも決めました。

資料: 2003 年 9 月 12 日付 環境省報道発表資料 (環境省ホームページより)

2003 年 9 月 11 日付 毎日新聞

総務部 横山 美代子

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
URL : www.knights.co.jp

## 事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

